

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
当日の翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百三十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百十四条及び第一百七十七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和六十年度第三次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### ◇ 告 示 自衛官の募集

#### 目 次

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）

保安林の指定の解除予定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 公安告示 遊技器の型式の認定

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和六十年十月一日から同年十二月三十一日まで

三 試験期日

募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

四 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八―三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

五 採用予定月

昭和六十年十月及び十一月並びに昭和六十一年一月から同年三月までとする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- (一) 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- (二) 身体検査
- (三) 口述試験
- (四) 適性検査

鳥取県告示第九百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取

扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
永見歯科クリニック	境港市誠道町五六―二	昭和六十年九月二日
岡本医院分院	鳥取市南栄町一―三	〃

鳥取県告示第九百三十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都 道府県名	申出の受理の 年月日
永見齒科クリニ ック	境港市誠道町五六―二	全国	昭和六十年九月 二日
岡本医院分院	鳥取市南栄町一―三	〃	〃

鳥取県告示第九百三十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
青山 泰之	鳥国医第三、三〇九号	昭和六十年八月二十九日

鳥取県告示第九百三十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山根 医 院	鳥取市賀露町九九九	昭和六十年九月二十六日

鳥取県告示第九百四十号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）第十二条の規定に基づき、昭和六十年度に実施した農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査測定の結果を、次のとおり公表する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査測定を実施した地域

小田川地域（岩美郡岩美町大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住、

大字岩常及び大字河崎

二 調査測定の種類

農用地（田に限る。）の土壤に含まれる銅の量の調査

三 調査測定の結果

土壤一キログラム中に含まれる銅の量（単位ミリグラム）

地 区	調査地点数	最高値、最低値	平均値
大字荒金	一		一一三〇・七
大字院内	一		一一六・一
大字長郷	一		一〇二・一
大字高住	三	一一〇・二、一〇四・五	一一三・七
大字岩常	十四	一五〇・八、九八・六	一一八・一
大字河崎	三	一二八・〇、一二二・二	一二〇・四
合 計	二十三		一一二・四

鳥取県告示第九百四十一号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十二号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（前ヶ市）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字荒舟字崩御ヶ平ル六五五の四・六五五の七・六五五の九・六五五の一〇・六五五の一二から六五五の一四まで、六五五の三五から六五五の三七まで（以上十筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年十月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高路古海線	鳥取市本高字小松原三二一― 三地先から同市山ヶ鼻字堤内 ノ一四二二地先まで	変更前	六・〇 一・一〇	一、二八一
		変更後	八・〇 三・二〇	一、二五〇

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉吉福本線	変更前	倉吉市東仲町二六〇五地先か ら同市仲之町七六一―二地先 まで	五・〇 一・一〇	二九二・〇
	変更後	倉吉市東仲町二六〇六地先か ら同市仲之町八一〇〇地先まで	二・二〇 二・二〇	六七・五

**鳥取県告示第九百四十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年十月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
高路古海線	鳥取市本高字小松原三二一―三 地先から同市山ヶ鼻字堤内ノ一四 二二地先まで	昭和六十年十月九日
倉吉福本線	倉吉市東仲町二六〇六地先から同市 仲之町八一〇〇地先まで	昭和六十年十月一日

**鳥取県告示第九百四十六号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十年十月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
米子市錦町三丁目四九 浦 川 幸 子	米子市夜見町字新川二五〇 九一―二、二五〇九一―三、二 五〇九一―七、二五〇八一―二 及び二五〇三並びに字古屋 敷五―二五二六	幅員 四・二一〇九・一一 延長 六九・七〇

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機					サーカスプレイン	株式会社大一商会
			マグナム			
		ツインカム				
		クリーンヒット				
	フローラル					
	スーパーブラボー				平和工業株式会社	
					奥村遊機株式会社	
					マルホン工業株式会社	